

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅所有者の皆様へ

本市では、木造住宅の耐震性を確保することにより、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を目的に、耐震診断の希望者へ、耐震診断者を派遣して耐震診断を行う「いわき市木造住宅耐震診断者派遣事業」と、耐震診断により、耐震基準に適合していない住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助する「いわき市木造住宅耐震化工事支援事業」を実施しています。

事業概要・事業フロー

木造住宅耐震診断者派遣事業

耐震診断申込み

補助対象者は、次の条件を満たす戸建て木造住宅の所有者等（所有者、賃借者、購入予定者）で、市税を滞納していない方

- ① 昭和56年5月31日以前に工事着手した3階建て以下の木造住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む）
- ② この事業による耐震診断を受けていない住宅

※一部申込者負担額あり

（参考）令和6年度の募集期間：6月24日から8月30日まで

選定結果の通知

応募多数の場合は抽選

現地調査・耐震診断

「福島県木造住宅耐震診断者名簿」に登録された市内の建築士等が現地調査、一般診断法による耐震診断を行います。

耐震診断の結果通知

耐震診断の結果を送付します。また、耐震基準に適合していないと診断された場合は、併せて、耐震改修の参考となる補強計画、耐震補強設計書、概算工事費を提示します。

耐震診断の結果、耐震基準に適合していないと診断された場合

木造住宅耐震化工事支援事業

申請の事前準備

申請者が申請前にあらかじめ建築士（福島県木造住宅耐震診断者名簿に登録された建築士）に補強計画の作成及び耐震補強設計を依頼し、工事施工業者の選定と工事費の算定を行ってください。

耐震改修申込み

補助対象者は、次の条件を満たす戸建て木造住宅の所有者等で、市税を滞納していない方

- ① 所有者等が自ら居住する住宅
- ② 昭和56年5月31日以前に工事着手した3階建て以下の木造住宅
- ③ 耐震診断の結果、耐震強度が不足していると判断された住宅
- ④ 申込み年度内に、耐震改修工事が完了し、居住を開始する住宅
- ⑤ 建築基準法令に違反していない住宅

（参考）令和6年度の募集期間：6月24日から7月31日まで

【補助金の額】

一般耐震改修工事：耐震改修工事費の80%又は上限100万円

簡易耐震改修工事：耐震改修工事費の80%又は上限60万円

部分耐震改修工事：耐震改修工事費の80%又は上限60万円

現地建替工事：耐震改修工事費の80%又は上限100万円

申請結果の通知

応募多数の場合は抽選

工事着手から補助金交付

市からの補助金交付決定後、工事契約及び工事着手が可能となり、工事が完了し、必要書類提出後、補助金が交付されます。

※「いわき市木造住宅耐震診断者派遣事業」と「いわき市木造住宅耐震化工事支援事業」を同年度に申込みことはできません。